



2013年12月13日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

日本YWCA 会長 俣野尚子  
総幹事 西原美香子

### 特定秘密保護法の強行採決に断固抗議します

私たちは、日本国憲法の三大原理を脅かす「特定秘密保護法」が、国内外からの強い懸念と廃案を求める多数の市民の反対にもかかわらず、十分な審議も尽くされないままに衆議院と参議院で強行採決され、成立したことに対し、断固抗議します。

特定秘密保護法は、指定される「特定秘密」の範囲が曖昧で、原発や基地など私たちの生活に関わる重要な情報が恣意的に指定され、政府に都合の悪い情報が永遠に市民の目から隠される恐れがあります。この法律により、日本国憲法で保障されている市民の「知る権利」や取材・報道の自由が制限され、また秘密情報を取り扱う者に対する適正評価制度によって、公務員だけでなく、一般の市民のプライバシーも侵害される可能性が指摘されています。

特定秘密保護法に対しては、パブリックコメントでも、地方公聴会でも反対や懸念が相次ぎ、メディア、法曹界、研究者など各界から廃案を求める声が挙がりました。国連人権高等弁務官からも慎重な審議を求められたにもかかわらず、両議院合わせてわずか68時間の審議を経ただけで、採決が強行されたことに強い憤りを覚えます。これは主権者である市民の意思を軽視し、民主主義の理念をないがしろにするものです。

戦前の治安維持法を彷彿とさせる同法は、自らに関わる意思決定について、公平で自由な報道に基づいて情報を選択し、判断を下し行動する市民の目と耳を塞ぎ、その活動を萎縮させるものです。治安維持法の下で市民の思想と言論が封じられ、日本が軍国主義への道を突き進んだことを忘れてはなりません。

100年を超える歴史を持つ国際NGOである日本YWCAは、アジア太平洋戦争中、政府の厳しい統制下で活動を制限された過去を踏まえ、戦後は一貫して人権が守られる平和な世界の実現に向けて取り組んできました。日本国憲法の理念を踏みにじり、再び「戦争の出来る国」への道を開く特定秘密保護法の強行採決に強く抗議し、同法の廃止を求めます。

**日本YWCA**

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 302号室

Tel 03-3292-6121 Fax 03-3292-6122 office-japan@ywca.or.jp